

旧	新 <u>変更箇所を赤字下線で表記</u>	備考
<p>(部会の設置)</p> <p>第1条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約 第11条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)にIODP部会(以下「部会」という。)を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 部会は、主として国際深海科学掘削計画(以下「IODP」という。)を円滑に推進するため、科学面での検討・支援を行うことを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第3条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、会員総会の承認を必要とする。</p> <p>(1) IODP関連の国際委員の推薦 (2) 日本を中核とする科学掘削提案の支援と提言 (3) IODP航海の乗船研究者の推薦 (4) IODPの啓発と研究成果の公開 (5) 必要に応じて、上記のIODPに関する科学検討に関連する事項を検討する委員会・専門部会を設置する。</p> <p>(部会役員)</p> <p>第4条 部会に部会長1名と部会幹事数名の部会役員を置く。部会役員は、部会からの推薦に基づき、理事会で選任・解任し、会員総会で承認される。</p> <p>2 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。 3 部会長は、部会を代表するものとし、会務を総括する。</p> <p>(部会長補佐)</p> <p>第5条 部会に部会長補佐1名を置く。部会長補佐は、部会長の推薦に基づき、第6条第2号に規定する執行部会で選任・解任する。</p> <p>2 部会長補佐の任期は、選任時から部会長補佐を推薦した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。 3 部会長補佐は、部会長の業務を補佐し、部会長に事故のある場合及び部会長の要請があり執行部が認める場合には、その職務を代行する。</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 部会は、次の組織で運営される。</p> <p>(1) 部会幹事会：部会長及び部会幹事で部会幹事会を構成する。部会幹事会は、部会役員を選出、各種国際委員の推薦など、部会の運営に関わる案件を議決する。 (2) 執行部：部会長、部会長補佐及び部会長が</p>	<p>(部会の設置)</p> <p>第1条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約 <u>(以下「規約」という。)</u>第13条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)にIODP部会(以下「部会」という。)を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 部会は、主として国際深海科学掘削計画(以下「IODP」という。)を円滑に推進するため、科学面での検討・支援を行うことを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第3条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、<u>理事会</u>の承認を必要とする。</p> <p>(1) IODP関連の国際委員の<u>理事会への</u>推薦 (2) 日本を中核とする科学掘削提案の支援と提言 (3) IODP航海の乗船研究者の推薦<u>と支援</u> (4) IODPの啓発と研究成果の公開 (5) 必要に応じて、<u>目的達成</u>に関連する事項を検討する委員会・専門部会<u>等の設置を理事会に提言</u>する。</p> <p><u>(部会長)</u></p> <p><u>第4条 規約第14条に基づき、部会に部会長1名を置く。</u> <u>2 部会長の選任は、規約第15条に定めるところによる。</u> <u>3 部会長の職務は、規約第18条に定めるところによる。</u></p> <p>(部会長補佐)</p> <p>第5条 部会に部会長補佐<u>を</u>1名<u>以上</u>置く。部会長補佐は、部会長の推薦に基づき、第6条に規定する執行<u>委員会</u>で選任・解任する。</p> <p>2 部会長補佐の任期は、選任時から部会長補佐を推薦した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。 3 部会長補佐は、部会長の業務を補佐し、部会長に事故のある場合及び部会長の要請があり執行部が認める場合には、その職務を代行する。</p> <p><u>(執行委員会)</u></p> <p>第6条 <u>規約第13条第3項に基づき、部会のうちに執行委員会を置く。</u> <u>2 執行委員会は、部会の活動を取りまとめ、会務の執行を主導する。また、部会の運営及び活動に関わる事柄について協議し、必要に応じて理事会に提案する。</u></p>	<p>2018年度の規約改定に合わせて修正</p> <p>執行委員会の活動は、原則として理事会の承認。理事会において会員総会の承認を得るべきと判断された場合のみ、理事会から会員総会に上げる。 (1)の国際委員は理事会にて最終承認したのち、IODPへ推薦する。 (2)～(4)は部会の専権事項として、理事会へは報告のみとする。 (3)研究区画の評価・改善なども活動できるように「支援」を加える。 (5)専門部会は、複数の部会に跨る業務を行うこともあるため、理事会による設置とする。ワーキンググループや時限付タスクフォース等を設置する可能性もあるので「等」を入れる。</p> <p>2018年度改組により部会幹事は廃止。また部会長はJ-DESC規約に定める役員となった。これにより部会役員の呼称は廃止する。</p> <p>部会運営を円滑に進めるまとめ役として、必要に応じ、従来1名であった部会長補佐を、複数名置けることとする。部会長補佐を複数選任した場合は、共同で部会長の職務代行をする。</p> <p>幹事の廃止に伴い、組織は執行委員会のみとなる。 規約第13条第3項により、従来の「執行部」は「執行委員会」に名称変更済み。</p>

<p>指名する会員機関所属者（個人会員を含む）から構成され、部会幹事会にかけ原案作成や部会幹事会での決定事項を執行する。</p> <p>(部会幹事会の開催) 第7条 部会幹事会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。 2 部会幹事会は、部会幹事の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>3 審議事項は、出席者と委任状（メールでも可）を加えた数の過半数をもって決する。 4 コンソーシアム会員は、正会員、個人会員、賛助会員を問わず、オブザーバーとして部会幹事会に出席し、意見を述べる事ができる。ただし、幹事会への出席にあたっては、あらかじめ執行部の了解を得るものとする。 5 部会幹事会は、議決に緊急を要する案件を審議する場合、部会幹事機関のコンソーシアム担当者全員の電子メールの交信により審議し、議決することができる。この場合、部会幹事の過半数をもって決するものとする。</p> <p>(部会事務局) 第8条 部会運営に関する事務を実施するため部会事務局を独立行政法人海洋研究開発機構研究推進部に置く。</p> <p>(規則の変更) 第9条 本規則の変更については、部会幹事会にて変更案を決定し、会員総会で承認されることにより、有効となる。</p> <p>(細則) 第10条 部会の運営に必要な事項については別に定める。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成16年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成19年4月8日より施行する。</p> <p>附則</p>	<p><u>3 執行委員会</u>は部会長、部会長補佐および部会長が指名する若干名の<u>執行委員</u>から構成され、<u>理事会</u>にかけ原案作成や<u>理事会</u>での決定事項を執行する。 <u>4 執行委員の任期は、選任時から執行委員を指名した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。</u></p> <p>(<u>執行委員会</u>の開催) 第7条 <u>執行委員会</u>は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。 2 <u>執行委員会</u>は、<u>執行委員会構成員</u>（部会長、部会長補佐及び執行委員）の過半数の出席をもって成立する。<u>但し、ウェブ会議システム、テレビ会議システム又は電話会議システムを用いた遠隔からの出席を含む。</u> 3 審議事項は、出席者と委任状（メールでも可）を加えた数の過半数をもって決する。 <u>(旧第4項→削除)</u></p> <p><u>4 執行委員会</u>は、議決に緊急を要する案件を審議する場合、<u>執行委員会構成員</u>全員の電子メールの交信により審議し、議決することができる。この場合、<u>執行委員会構成員</u>の過半数をもって決するものとする。</p> <p>(<u>会計担当者</u>) <u>第8条 執行委員会のうちに会計担当者を置くことができる。</u> <u>2 会計担当者は、部会長が推薦し、財務担当理事が承認する。</u></p> <p>(部会事務局) 第<u>9</u>条 部会運営に関する事務は<u>規約第5条第2項に基づく総合事務局が実施する。</u></p> <p>(規則の変更) 第<u>10</u>条 本規則の変更については、<u>執行委員会</u>にて変更案を決定し、<u>理事会及び</u>会員総会で承認されることにより、有効となる。</p> <p>(細則) 第<u>11</u>条 <u>理事会がその必要を認めた場合、部会の運営に必要な事項について別に定めることができる。</u></p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成16年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成19年4月8日より施行する。</p> <p>附則</p>	<p>従来の IODP 部会の執行部は会員機関所属者に限定されていたが、ICDP 部会と同様、その縛りをなくした。(理事会と異なり意思決定権が小さいこと、実務執行にあたって会員以外からも広く協力を得たい場合もあること等による) 任期の記載を追記した。</p> <p>ウェブ会議参加も可能である旨を追加した。</p> <p>幹事会の廃止に伴い旧規則の4項を削除。執行委員会は意思決定機関ではないため、オブザーバーは不要と思われる。</p> <p>従来から会計担当者は置いていたが、規則上に記載がなかったため、今回追加した。</p> <p>2018年度のJ-DESC規約改定に伴う修正。</p> <p>現状、これに該当する細則は存在しないため、「できる規定」とした。また細則の設置は理事会承認が必要とした。</p>
---	---	---

<p>(施行) 1 この規則は、平成22年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成26年4月27日より施行する。</p>	<p>(施行) 1 この規則は、平成22年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成26年4月27日より施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>(施行)</u> <u>1 この規則は、令和元年5月26日より施行する。</u></p>	
---	--	--